

第2章 生活排水処理に関する課題の整理

1) 生活排水処理施設の整備に関する課題

(1) 公共下水道への接続促進

本市域内の公共下水道としては、流域関連公共下水道と特定環境保全公共下水道があり、計画的に整備され、久々利地区の特定環境保全公共下水道については、接続率が、97.2%となっている。

流域関連公共下水道については、ほぼ整備が完了し接続の促進を行っている。平成26年度の水洗化率は91.1%となっている。(P.81 参照) 今後も計画区域内において速やかな接続を促進する必要がある。

(2) 農業集落排水施設への接続促進

農業集落排水施設は市内の2地区で整備され、処理区域内においては農業集落排水施設に接続していない世帯もあり、平成26年度では97.4%となっている。(P.83 参照) 今後は、農業集落排水における水洗化率の向上をめざし、処理区域内での速やかな接続を促進する必要がある。

(3) 合併処理浄化槽への転換

生活排水処理形態別人口の推移を見ると、公共下水道人口等の増加により、単独処理浄化槽人口や汲み取り人口は減少傾向にある。(P.84 参照) 未処理のまま公共用水に排出される生活雑排水の量を減らすため、公共下水道及び農業集落排水施設の処理区域以外については、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

2) し尿・浄化槽汚泥の排出・処理に関する課題

(1) 排出量に応じた収集・処理体制の確保

公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿の排出量は年々減少しており、浄化槽汚泥の排出も減少傾向となっている。(P. 86 参照) 今後も、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促進していくことにより、し尿及び合併処理浄化槽の排出量に応じた適正な収集・処理体制を確保する必要がある。

(2) 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽人口の内訳は、平成 26 年度末現在で単独処理浄化槽人口が 3,930 人、合併処理浄化槽人口が 2,790 人となっている。(P. 84 参照) 浄化槽法では、「浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。」とされており、専門業者に定期的な点検を依頼する等、設置者の責任のもとで適正な維持管理を行うよう、啓発に努める必要がある。

(3) 処理施設の適正な管理・運営

市内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、可茂衛生施設利用組合が運営する緑ヶ丘クリーンセンターで適正な処理がされている。し尿汚泥肥料（乾燥汚泥肥料）及び、混合汚泥肥料（炭化汚泥肥料）の製造も行っている。今後も、し尿及び浄化槽汚泥の排出量の変化にも対応し、引き続き適正な処理ができるよう、可茂衛生施設利用組合との連携により施設の管理・運営を行っていく必要がある。